

警視庁災害警備実施計画の制定について

通達甲（副監．備．災．災）第12号

平成28年6月22日

副総監

警視庁管内に災害が発生した場合において、迅速かつ適正な警備活動を実施し、都民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期するために必要な事項を定めたもの。